第7章 今後の事業の推進と課題 第1節 体制

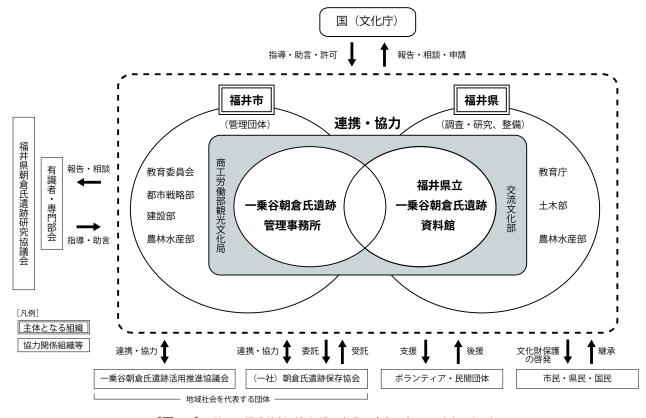
本庭園の保存と活用を的確に推進していくには、行政内での連携に加え関係する団体及び機関等の様々な人々の協力が欠かせない。庭園における保存と活用の主体とは、管理団体である福井市と福井県を指す。本庭園にかかるこれまでの事業は、史跡の公有化と管理を管理事務所が行い、調査・研究、整備を資料館が行ってきた。協力関係組織としては、指導及び助言を得る研究協議会等と、本遺跡の管理を受託、または自主事業を実施する民間団体がある。そして、文化財保護法関係の所轄行政機関の指導や助言を得るなどして、連携を図りながら、保存と活用を継続的に実施する。

これまで発掘調査や整備事業、災害に伴う復旧工事等に関しては、研究協議会にて協議するなど、有 識者の指導及び助言の下に事業を実施してきた。今後の保存と活用における事業実施の際にも、研究協 議会を始めとする有識者の指導を受けて、事業を実施する。

管理や活用においては、地域住民が参画して組織する保存協会が委託を受けて、復原町並の管理や日常の清掃・除草の活動、遺跡ガイド、イベントを行っている。同じく、地域住民や関係団体、行政機関で組織する活用推進協議会が観光客等の利便性向上や満足度向上のための事業を行い、本遺跡とその周辺地域について観光振興及びイメージアップへの活用を推進している。また新博物館(一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称))や教育機関と連携を強化し、本庭園を含めた本遺跡の理解者となる機会の増加を図り、本遺跡及び本庭園に対する住民の保存への機運を高めていく。

本庭園並びに周辺環境を良好な状態で保つには、地域のボランティア等の協力も不可欠であるため、 関係団体や関係機関と連携しながら、サポートを続ける。

また一方、文化財庭園の管理には専門技術も必要であるため、文化財庭園保存技術者協議会の所属技術者による定期的な指導を得ながら、管理を進める。今後は専属の技術者を育成することも含め、安定的な維持管理体制の構築を検討する。



[図 7-1] 計画の推進体制(各組織の名称は令和2年3月時点のもの)

第2節 事業計画

第1項 保存と活用の方策における課題の優先度

事業計画を立てるにあたり、本庭園において現在想定される保存と活用の方策を、課題の優先度に 基づいて整理する。

各課題が関わり合い、優先度に基づき対応が必要な場合には、以下のとおり、安全性、価値の保全 及び顕在化、景観の維持向上の順に優先するものとする。

優先的に対処する課題:安全面の確保若しくは本質的価値の保全において支障があり、 早期に改善が必要な行為

調査・研究を進め順次対処すべき課題:指標とする庭園の姿に整え、適切に維持するために必要な行為 取組みを強化し長期的に継続すべき課題:本質的価値の理解を促すために保存と活用上必要な行為

なお、気象災害等の予期せぬ事態による破損や劣化、安全上支障となることが発生し、緊急を要する場合はその都度計画の変更を行う等、進捗状況の変化に柔軟に対応する。

第2項 事業計画

長期的に継続すべき調査・研究及び日常の管理や復旧、修繕は、基本方針に基づき実施するものとし、主として再整備について計画する。再整備の中でも緊急を要するもの及び本庭園に特化した内容の事業は本計画に定め、本庭園を含めた本遺跡全体として定めるべき事業は『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡再整備計画』(令和2年度策定予定)に定める。また、保存と活用はそれぞれ独立しているものではなく、相互に関係しているものであり、保存と活用を的確に推進する事業は一体的に運営していく必要がある。ここでは、運営における県と市の役割分担を明確にするため、事業ごとにその実施主体を記載する。

事業の開始にあたっては有識者の指導を受けることとし、事業内容について協議及び指導を得ながら実施する。なお、施工を行う際には内容を検証するため、必要に応じて確認調査を実施し、それらの結果を反映させて工法を決定し、価値を損なうことのない事業とする。その結果、当初の事業計画や年次計画に変更が生じた場合については、有識者の指導及び助言の下、計画の変更を行う。10年を目途として優先的に対処する事業を実施し、あわせて調査・研究の進展に伴い、順次対処する事業に取り組むものとする。

そのほか、気象災害等に対応するための本遺跡の防災計画は別途定めるものとし、防災計画にて定める事業計画の優先度は、前項の課題の優先度に基づくものとする。



[写真 7-1] 優先的に対処する事業の例 朝倉館跡庭園周辺の危険木



[写真 7-2] 優先的に対処する事業の例 園池付近の動線

●優先的に対処する事業

【保存】

- ・危険木の伐採を実施する。(管理事務所)
- ・崩落斜面等への対策を実施し、あわせて崩落の予防措置を行う。(資料館・管理事務所)
- ・遺構露出展示の緊急的調査を実施する。(資料館)
- ・景石等の劣化に対する保存処置を実施する。(資料館・管理事務所)
- ・不陸整正等による地割の復旧等を行う。(資料館・管理事務所)
- ・侵入防止柵の整備や獣害対応策の経過観察を行う。(資料館・管理事務所)

【活用】

- ・遺構保存と戦国期の鑑賞の追体験を可能とする動線及び視点場の整備を行う。(資料館)
- ・説明板等サインの修繕及び新博物館との周遊性を図る説明板等の諸施設の再整備を行う。(資料館・ 管理事務所)
- ・新博物館等の関連施設との一体的な周遊性及び相互誘客の実現を図る。(県・市)
- ・地域主体によるボランティアガイドの育成やガイドブック作成など情報発信の強化を図る。(県・市) ※なお、以上の事業実施にあたっては、歩行が困難な方への合理的配慮(バリアフリー等)にも努める。

●調査・研究を進め順次対処する事業

【保存】

- ・防災計画に基づく導水及び排水システムの整備を実施する。(資料館)
- ・不安定化が生じている園池護岸等の石組の復旧等を行う。(資料館・管理事務所)
- ・ 園池底や導水路底等の漏水の修繕等を行う。(資料館・管理事務所)
- ・埋没した遺構の復旧等を実施する。(資料館・管理事務所)
- ・不明瞭になっている遺構の復旧等を行う。(資料館・管理事務所)
- ・庭園にふさわしい背景づくりを行う。(資料館・管理事務所)
- ・ 未調査箇所の内容確認調査を実施する。(資料館)
- ・調査成果に基づいた遺構の保存処置、再整備を実施する。(資料館・管理事務所)

【活用】

- ・遺構表示の舗装材の統一などの整備を含め、景観の改善を図る。(資料館)
- ・休憩施設の修繕等を行う。(資料館・管理事務所)
- ・橋石組の復元や植栽の復旧など本質的価値の理解を深める再整備等を実施する。(資料館・管理事務所)

●取組みを強化し長期的に継続する事業

【保存】

- ・周辺環境及び景観にも配慮した管理を実施する。(資料館・管理事務所)
- ・発掘調査から管理に至るまで、基準を定め適切に記録を蓄積する。(資料館・管理事務所)
- ・指定地を拡大する。(管理事務所)
- ・周辺山林の環境を改善し、眺望対象の景観を維持する。(県・市)
- ・着実な遺構保存及び本庭園の価値解明を目的とした調査・研究を実施する。(資料館)

【活用】

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応を推進する。(県・市)
- ・調査・研究成果に基づいた情報の発信を行う。(県・市)
- ・学校教育等の教育普及への取組みを推進する。(県・市)
- ・民間、地域主体による活用を推進する。(県・市)

[表 7-1] 優先的に対処する事業 (3ヵ年分)の年次計画表

		31.add	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		計画項目	2019	2020	2021	2022
		崩落法面対策 (空濠跡)	特別名勝一乗谷朝倉氏 庭園保存活用計画策定 (福井市)	発掘調査 実施設計	整備実施	
		崩落斜面対策 (北濠跡)			発掘調査 実施設計	整備実施
朝		危険木伐採		一部対応完了		
倉館 跡庭 園		石製の遺構の保存処置		手法検討・実施(温度等測定、定点撮影、冬季の間欠撮影等)		
	活用※	・来訪者動線の再整備 (遺構の着実な保存と 戦国期の動線と鑑賞高				
		の復元) ・サインの更新・新設 ・侵入防止柵の整備	特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡再整備等計画策定 (福井県)			- €1.m

※令和2年度策定予定の『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡再整備等計画』にて特別史跡指定範囲全体と一体的に計画。

		計画項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
			2019	2020	2021	2022
湯殿跡庭園	保存	庭石の保存処置	特別名勝一乗谷朝倉氏 庭園保存活用計画策定 (福井市)	手法検討・実施(温度	等測定、定点撮影、《	冬季の間欠撮影等)

		計画項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		可凹切目	2019	2020	2021	2022
諏訪館跡庭園	保存	庭石の保存処置	特別名勝一乗谷朝倉氏 庭園保存活用計画策定 (福井市)	7 47 2 4 12 13 41.4 (1	等測定、定点撮影、冬 たるにあたっての遺構保存	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *

第3項 優先的に対処する事業の基本計画

北陸新幹線福井・敦賀開業の令和 4 年度(2022)を目指した優先的事業のうち、3 ヵ年の対象地と基本計画について述べる。

本遺跡全体の整備は『再整備等計画』により検討しているが、本項の計画内容は、来訪者の安全性に関わり緊急を要するものであるため、『再整備等計画』との整合性を考慮した上で本計画に定めるものとする。

(1) 工事対象地1(北濠跡)について

朝倉館跡北濠の崩落法面を対象として法面の安定化を図るとともに、転落防止及び修景を意図した低木植栽を復旧し、遺構の保護及び来訪者の安全性を確保することを目的とする。

事業の実施にあたっては、まず発掘調査により崩落土と遺構面との関係性を確認する。主に石材を 詰めたネットを用いて安定化を図る計画である。(発掘調査結果により工法を変更する可能性がある。)

- · 対象面積:約50㎡
- ・工 法: 石詰め袋(ネット) 材布設+低木植栽復旧

(2) 工事対象地2(空濠跡)について

朝倉館跡庭園周辺の崩落斜面を対象として斜面の安定化を図り、遺構の保護及び来訪者の安全性を確保することを目的とする。

事業の実施にあたっては、まず発掘調査により崩落土と遺構面との関係性を確認する。除去可能な崩落土は除去した上で斜面を整形し、鉄筋挿入工法及び落石防止ネットと植生マットを併用する。あわせて倒木の恐れがある高木の伐採も行い、斜面の安定化を図る計画である。(発掘調査結果により工法を変更する可能性がある。)

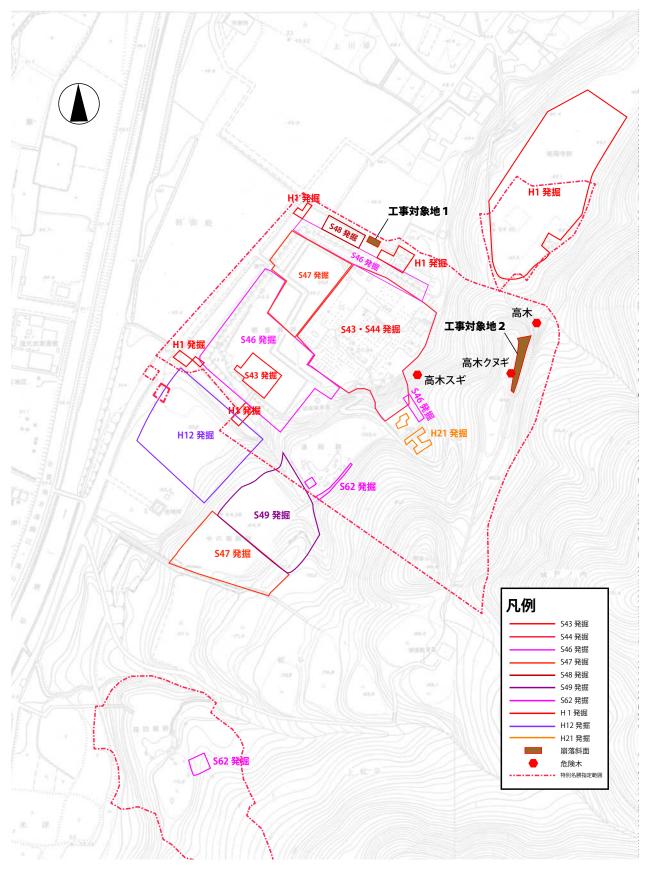
- · 対象面積:約 100㎡
- ・工 法:鉄筋挿入工法+落石防止ネット布設+植生マット布設



[写真 7-3] 工事対象地 1(北濠跡)



[写真 7-4] 工事対象地 2 (空濠跡)



[図 7-2] 朝倉館跡庭園周辺における発掘調査の履歴及び優先的に対処する事業の対象位置図 (S=1:1000)

第3節 経過観察

第1項 経過観察の方向性

本計画の推進と実現に向けて、前節で検討した事業計画の実施及び達成状況の把握のための経過観察を定期的に行う必要がある。短期的には、有識者への報告や検証を行うとともに研究協議会において報告を行う。

これらの経過観察の結果により、計画の実施状況の確認と経過過程で浮上する課題の把握を行うことができる。これらの状況を踏まえ、優先的に対処する事業及び調査・研究を進め順次対処する事業の実施期間の中で、保存活用計画の見直しに反映させる。計画の策定→実施→経過観察(現状の把握)→計画の見直しを行い、継続可能な計画を目指す。なお、突発的な災害状況の発生等があり継続的な実施が見込めない状況が生じた場合は、適宜研究協議会等に諮りつつ計画を見直すものとする。

第2項 経過観察の方法

下記の内容で、定期的に経過を観察し、有識者指導の中で、報告、点検、評価を実施することにより、課題を把握し、必要に応じ計画の見直しを行う。

	項目	観察の内容	指標(例)	
	本質的価値の保存	本質的価値が損なわれていないか	継続的な内容の確認と、状況の把握	
	構成要素の保存	定点観測地点からの景観の確認、 定期的な見回りと記録写真の撮影による比較等	管理台帳の確認・更新、 モニタリングデータ	
		植生・植栽状況の確認(生育、枯損木等の有無)		
(4)		構成要素の保存状態や保存環境に関する調査		
保 存		遺構表現は学術的根拠に基づいているか	内容の確認	
	保存のための整備	整備において、技法、意匠、材料について十分検討したか	研究協議会等の開催状況	
		整備後の状況を管理しているか	モニタリングデータ	
	追加指定	方針に沿って行われているか	追加指定の面積	
	有識者との連携	有識者との連携は図られているか	研究協議会等の開催状況	
	文化財としての活用	活用イベント等の取組は行われているか	事業実施回数	
	地域教材としての活用	学校教育との連携	- 見学児童・生徒数	
活用		学習目的としての利用・見学状況		
	観光資源としての活用	関係機関の活動と連携できているか	活動団体の登録者数	
		計画に沿って事業等を実施・検討しているか	事業実施回数	
運営 体制	運営・体制に関すること	事業遂行体制については十分であるか	研究協議会及び活用推進協議会等 の開催状況	
		関係部局との連携は図れているか	関係機関との協議回数	

[表 7-2] 経過観察の項目

第4節 調查・研究

一乗谷の事業を実施するための研究所を設置した昭和 47 年度以降、庭園史のみならず、中世考古学及び中世史を牽引する調査・研究を実施してきた。その成果に基づき、本庭園の管理や整備等を現在まで継続的に実施してきたが、近年は既整備地の劣化等の新たな課題も生じており、本庭園の保存を着実とし、かつ更なる活用を図るための調査・研究も必要となっている。

以下に、今後の調査・研究における課題をまとめる。

①着実な遺構保存のための調査・研究

- ・露出展示遺構をはじめとする本庭園の永続的な保存と活用のための、保存科学的な調査の実施
- ・より有効で効率的な管理手法の確立のための調査
- ・集中的豪雨等の気象災害に対応する排水システム整備のための調査
- ・樹幹投影図等の不足している現況図の作成とともに、これまでに実施した復旧等の効果の検証など に基づく、今後の整備手法の再検討のための調査

②更なる価値解明のための調査・研究

- ・下層遺構の調査
- ・未調査地、未解明課題の調査
 - <朝倉館跡庭園>
 - ・外郭の大部分、主殿南側、墓所下、唐門下、山地等

<湯殿跡庭園>

観音山、元忠魂碑設置箇所、排水経路及び排水口、「湯殿跡」の名称の位置づけ等

<諏訪館跡庭園>

・上段平坦面、土塁想定箇所、排水経路及び排水口、山地、斜面地等

<南陽寺跡庭園>

- ・指定地外の境内地北方、園池への滞水の有無
- ・朝倉館と南陽寺をつなぐ昇降経路等

<本庭園周辺部>

- ・字蛇谷等の庭園周辺部の位置づけ
- ・中の御殿跡等の指定地外の庭園遺構の価値や、本庭園との関連性
- ・ 曲水の宴の実施地

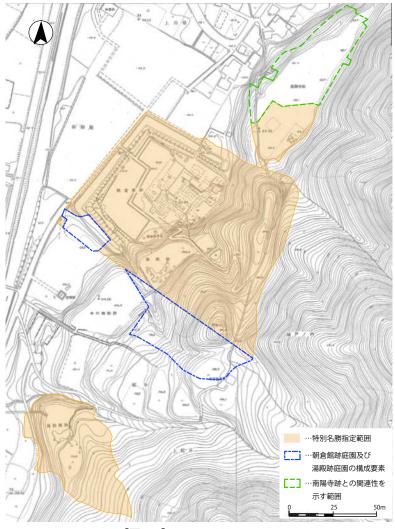
③調査成果の保存と公開

・調査データの着実な保存と成果公開のための設備等の整備

第5節 特別名勝の追加指定

平成3年(1991) に特別名勝の指定を受けた際の指定区域は、地番を用いて定められたため、本質的価値を構成する要素である濠、観音山、南陽寺跡の境内地等の一部が指定区域に含まれていない。今後、本庭園の本質的価値を有するものとして一体的な空間として保存継承していくために、指定地を拡大し、将来に向けて保護を図る必要がある。以下に追加指定を検討する範囲を図示する。

また、武家屋敷等の枯山水様の平庭など周辺部で検出した庭園遺構の調査・研究が進み、本庭園との関係性や価値が明らかになった場合は、一体的な保護を図るため、更なる追加指定を検討する。



[図 7-3] 追加指定範囲の検討



[写真 7-5] 南陽寺跡庭園北側の境内地跡



[写真 7-6] 枯山水様の平庭

第6節 保存活用計画の見直し

本庭園の本質的価値を適切に保存し、次代へと確実に継承するために、本計画書に示す方針に基づき、保存及び活用に継続的に取り組む必要がある。

経過観察や今後の調査・研究に応じて新たな課題が生じた場合は、適宜、研究協議会等に諮り、 10年を目途に計画全体の見直しを行うこととする。

[表 7-3] 保存と活用 現状及び課題から事業計画までの一覧表

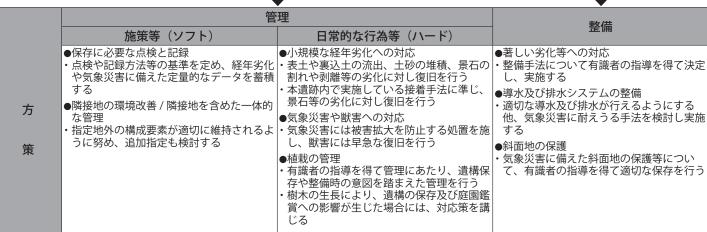
[我 / 3]					
保存					
現 状	・除草、剪定、樹木管理、修繕等、日常的に管理を実施 ・獣害防止柵を設置 ・気象観測機器を設置 ・気象観測機器を設置 ・災害復旧に伴う整備を実施 ・特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡劣化対応事業を実施 ・石製遺構等の経年劣化が発生				
	管	整備			
	施策等(ソフト)	日常的な行為等(ハード)			
課	+5,11,2,0	・土塁や斜面地、平坦面等の獣害・景石の不安定化や転石	・斜面地の崩落等の劣化へ対応できていない ・導水及び排水システムの整備が不十分 ・平坦面において、広範囲に雨水滞水がみら		
題		・景石等に割れや剥離等の劣化が生じている・樹木の生長が遺構の保存や庭園鑑賞に影響を及ぼしている	れる		
			1		



本質的価値を維持し遺構の健全性を保つ

本 方針 本質的価値の確実な保存

- ・特別名勝指定範囲外にある本質的価値を構成する要素や本質的価値と密接に関わる要素 も含めて一体の空間として捉え、良好な環境を維持する
- ●保存に必要な記録の蓄積
- ・軽微な行為においても記録を行い、調査・研究による成果等を永続的に蓄積する
- ■露出展示遺構の保護
- ・露天における遺構展示を原則とするが、遺 構そのものの保存を優先し、再整備を行う
- ●自然環境及び景観の保全と災害対策
- ・水源と水質の維持や周辺景観の保全に努め るとともに、災害に備えた対策を行う



運営体制

福井県朝倉氏遺跡研究協議会 有識者・専門部会

福井市

対処する事

次査・

が処する事業研究を進め

計

画

危険木の除伐(管理事務所)

- 崩落斜面への対応(資料館・管理事務所)
- ・ 遺構露出展示の緊急調査の実施(資料館)
- ・景石等の劣化に対する保存処置(資料館・管理事務所)
- ・不陸整正等による地割の復旧等(資料館・管理事務所)
- ・侵入防止柵の整備、獣害対応策の経過観察(資料館・管理事務所)
- ・防災計画に基づく導水及び排水システムの整備(資料館)
- ・不安定化が生じている園池護岸等の石組の復旧等(資料館・管理事務所)
- ・園池底や導水路底等の漏水の修繕等(資料館・管理事務所)
- ・埋没した遺構の復旧等(資料館・管理事務所) ・不明瞭になっている遺構の復旧等(資料館・管理事務所)
- ・庭園にふさわしい背景づくり(資料館・管理事務所)
- ・未調査箇所の内容確認調査(資料館) ・調査成果に基づいた遺構の保存処置、 再整備(資料館・管理事務所)

継続する事業

- ・周辺環境及び景観にも配慮した管理の実施(資料館・管理事務所)
- ・発掘調査から管理に至るまでの基準を定めた適切な記録の蓄積(資料館・管理事務所)
- 指定地の拡大(管理事務所)
- ・周辺山林の環境改善、眺望対象の景観維持(県・市)
- ・着実な遺構保存及び本庭園の価値解明を目的とした調査・研究の実施(資料館)

連携

活 用

- ・昭和 42(1967)年から整備を行い、50 年が経過
- |・本庭園を活用したイベントの開催
- ・活用推進協議会による観光振興

管	整備	
施策等(ソフト)	日常的な行為等(ハード)	宣佣
・保存・活用に関する共通認識を深める場が 少ない・パンフレットや案内板等の説明文や地図に 統一性がなく分かりにくい・資料館と本遺跡及び本庭園の相互誘客を図 る仕組みが整っていない	・案内板、説明板等の老朽化・侵入防止柵等の老朽化・園路舗装等の劣化・建造物などを表示する遺構表示等の劣化	 ・動線の再設定 ・平面表示の舗装材に統一性がない ・侵入防止柵の設置が不十分 ・遺構表示の劣化 ・戦国期の風景を想像させる修景が不十分 ・新博物館等のガイダンス施設との周遊性が不十分 ・庭園間の回遊路が明確でない



本質的価値についての理解を促し、その価値を様々な分野で活用する

- 関係機関や市民等との連携強化
- ・関係機関や市民等との連携を強化し、周遊性の向上や相互誘客に取組む
- ●地域振興、観光振興への活用促進
- ・本遺跡の魅力を向上させるイベント等を継続的に発展させて実施するほか、観光資源としても地域づくりに活かす
- ●地域学習、生涯学習、学校教育への活用促進
- ・地域学習、生涯学習、学校教育の場として活用を促進し本庭園の理解と愛着心を醸成する
- ●遺構保存を前提とした施設整備
- ・各種整備は保存や適切な活用推進に関わるも のとし、安全対策や遺構保存を優先する
- ●本庭園の本質的価値の顕在化
- ・来訪者が本質的価値を理解しやすい整備を推進するために調査・研究を継続し、未発掘地の調査を計画的に実施する



管理

施策等(ソフト)

●諸施設等の修繕

- スマートフォンやタブレット等を利用した ガイドアプリやSNSを活用した情報発信 を統一する
- ・小・中学校と連携した地域学習プログラム を実施する
- ・地域における社会教育として、公開講座や 体験学習を開催する
- 保存と継承を目的としたイベント等を開催する
- ●関連施設との連携体制の強化

●情報発信の強化

·関係組織と連携して地域全体で活用に取組み本遺跡及び本庭園との相互誘客を図る仕組みを整える

日常的な行為等(ハード)

- ・老朽化している活用のための諸施設(園路、 柵、説明板、案内板等)の修繕等を行う
- ・遺構表示などの修繕等を行う

整備

- ●動線と視点場の設定 ・遺構の保存に支障をきたる
- ・遺構の保存に支障をきたす恐れのある動線経路について見直す・動線はバリアフリーに配慮し、歩きやすさや
- 管理面、庭園の景観に配慮した資材とすることを目指す ・本庭園を回遊する動線が明確になるよう検討
- する ・動線の見直しや戦国期の鑑賞を追体験できる
- 動線の見直しや戦国期の鑑真を追体験できる ような視点場を計画する
- ●諸施設や遺構表示等の再整備
- 新博物館との周遊性を図る説明板等の諸施設 の再整備を行う
- 建物等を表す表示等の破損について再整備を 検討する

協力

福井県

─乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会 (一社)朝倉氏遺跡保存協会_ ボランティア・民間団体



- ・説明板等のサインの修繕及び新博物館との周遊性を図る説明板等の諸施設の再整備(資料館・管理事務所)
- ・新博物館等の関連施設との一体的な周遊性及び相互誘客の実現(県・市)
- ・地域主体によるボランティアガイドの育成、ガイドブックなど情報発信の強化(県・市)
- ・遺構表示の舗装材の統一などの整備を含めた景観の改善(資料館)
- 休憩施設の修繕等(資料館・管理事務所)
- ・橋石組の復元や植栽の復旧など本質的価値の理解を深める再整備等(資料館・管理事務所)
- ・バリアフリーやユニバーサルデザイン対応への推進(県・市)
- ・調査・研究成果に基づいた情報の発信(県・市)
- ・学校教育等の教育普及の推進(県・市)
- ・民間、地域主体による活用の推進(県・市)